

会 員 業 務 仕 様 書

業務委託日 令和7年〇〇月〇〇日

会 員 〇 〇 〇 〇 様

発 注 者

センター名 公益社団法人須賀川市シルバー人材センター

(会員への業務委託)

第1条 発注者はセンターを通じて、上記の会員に対して、以下の記載する業務（以下「本件会員業務」という。）を委託する。

(1) 業務の内容

会員の行う本件会員業務については、以下のとおりとする。

本件委託業務 〇〇〇〇〇

(2) 会員業務委託料

発注者は、本件委託業務の対価として、当該業務を実施する会員に対して、以下の本件委託業務料を払う。

(例) 計算式で記載

〇〇〇,〇〇〇円×あなたが就業した日／就業延人員

(例) 単価で記載

1 (枚・本・㎡など) あたり 〇〇〇円

1時間あたり〇〇〇円×あなたが就業した時間

(3) 業務を行う場所

業務を行う場所については、以下のとおりとする。

就業場所 須賀川市〇〇〇〇〇〇〇〇

(4) 業務の履行期日

業務の履行期日については、以下のとおりとする。

業務期間 令和7年〇〇月〇〇日から令和7年〇〇月〇〇日までに行うものとする。

(5) 会員業務委託料の支払期日

会員業務委託料の支払日は、業務を行った月の翌月25日とする。ただし、支払日及び国民の祝祭日になる場合は、その前日とする。

(その他の就業条件)

第2条 前項に定めるもののほか、本件会員業務にかかる就業条件は、別紙「会員業務就業規約」に定めるところによる。

(その他)

第3条 本仕様書及び別紙「会員業務就業規約」に定めのない事項については、発注者及びセンターが協議し、かつ、本件会員業務を実施する会員の同意を得て、決定するものとする。本仕様書又は別紙「会員業務就業規約」の各条項に疑議が生じた場合においても同様とする。

受任書（シルバー人材センター利用契約）

（発注者名）須賀川市茶畑〇〇〇〇
〇〇〇〇様

〇〇〇業務の委託に係る当シルバー人材センターのご利用について以下のとおり受任いたします。

須賀川市茶畑町65番地
公益社団法人須賀川市シルバー人材センター
理事長 中山紀男

契約金額	契約条件等
	詳細は後記の契約事項によります。 支払条件：請求書に指定された期日までに、請求書記載の振込先にご入金ください。なお、振込手数料はお客様（発注者様）にご負担いただきます。
履行期日	履行場所
令和7年〇〇月〇〇日から令和7年〇〇月〇〇日	須賀川市茶畑町〇〇〇〇-〇〇

契約事項

〇〇〇〇様（以下「発注者」という。）とシルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者様が当センターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して、「〇〇〇〇業務」（以下「本件会員業務」という。）を委託するにあたり、シルバー人材センター利用契約を締結します。

1 会員への業務の委託について

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員として当センターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託します。

2 業務の対価について

本件会員業務にかかるセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は以下のとおりとします。

金 〇〇,〇〇〇円

3 履行期間について 上欄の「履行期間」のとおり

4 合意管轄について

本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、福島地方裁判所郡山支部をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

5 その他について

本受任書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及び当センターが協議の上決定するものとします。本受任書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とします。

（注）この受任書（センター利用契約）は、「利用規約」及び「会員業務就業規約（以下「規約」という。）に基づきます。これらの規約は、当センターをご利用いただく発注者の皆様が当センターの利用を通じて会員に業務を委託される場合における共通ルールを定めるものです。

本受任書や利用規約等に不明な点がある場合は、当センターまでお問い合わせください。

（TEL: 0248-76-1992）